

# 難聴者補聴器購入費 助成事業

難聴による認知症予防等を目的として、50歳以上の方を対象に、補聴器購入費を助成します



## 対象者



身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で次の要件を全て満たす方

- 三条市内に住所がある**50歳以上の方**
- 片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方
- 認定補聴器技能者による適合調整を受けた上で、1週間以上の試聴を実施した方※。（補聴器の経年劣化等による同機種の見換えの場合を除きます。） ※認定補聴器技能者のいない販売店で購入する場合、必ず試聴実施前に耳鼻科医の診察を受けてください。
- 補聴器の装用により、地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方

## 助成額

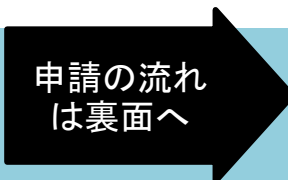
**必ず購入前の申請が必要です。**

世帯区分	助成額	上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	購入費の額	50,000円
市民税課税世帯	購入費の額の1/2	25,000円

助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再度の申請はできません。修理費や付属品単体（イヤモールド等）の購入費は、助成の対象外です。助成決定後の補聴器購入期限は、決定日の属する年度の3月31日です。

## お問合せ

三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係  
住所 三条市旭町二丁目3番1号 TEL 0256-34-5476



# 申請に必要なもの

- ① 助成申請書（様式第1号）
- ② 補聴器購入意見書（医師の意見書：様式第2号）
- ③ 補聴器の見積書

# 申請の流れ

## ●書類の用意

「助成申請書」と「補聴器購入意見書」は高齢介護課と市のホームページにあります。

## ●適合調整、試聴

認定補聴器技能者※による適合調整を受けた上で、1週間以上の試聴を実施します。

※認定補聴器技能者とは、公益財団法人テクノエイド協会が、厳しい条件のもと、基準以上の知識や技能を持つことを認定して付与する資格です。

## ●受診

耳鼻科医を受診し、補聴器使用の効果の有無を判断してもらいます。

## ●試聴

補聴器販売店で1週間以上の試聴を実施します。

## ●補聴器購入意見書の用意

試聴した状態で耳鼻科医を受診し、補聴器を装用した耳に異状が無いかの確認をもらった上で補聴器購入意見書を作成してもらいます。

- ・意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。詳しくは高齢介護課にお問合せください。
- ・受診費用や意見書の作成にかかる費用は自己負担となります。



## ●見積書の用意

試聴を実施した販売店で見積書を作成してもらいます。

## ●市役所へ申請

上記の申請に必要なものを、高齢介護課、栄サービスセンター、下田サービスセンターのいずれかへ提出ください。

## ●補聴器の購入

助成決定通知書等が届いたら、助成決定通知書と請求書兼委任状を持参して、見積書を作成した販売店で補聴器を購入します。

- ・購入期限は、申請した年度の3月31日までです。
- ・助成請求書下部の「請求及び受領委任状」欄は申請者の方が記入してください。

## ●助成金の支払

補聴器販売店が市に助成請求書（助成決定通知書の写し添付）を提出し、市が確認後、販売店へ助成額を支払います。